

議案第163号

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市早良区 [REDACTED] [REDACTED]	4,614,727円

2 事件の概要

令和元年8月18日午後3時頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内早良区重留五丁目地内の重留中央公園内の滑り台を滑り降りた際、当該滑り台の着地地点に設置されていた2枚のゴムマットが老朽化して境目にすき間が生じていたため、当該すき間に右足を取られて負傷し、損害が生じたものである。